

●生活援助サービス従事者研修を実施

介護保険の訪問介護では、サービスの従事者は、「介護職員初任者研修修了者」（ヘルパー資格を持つ人）と決められています。10月から始まった「介護予防・日常生活支援総合事業」の「訪問型サービスA（掃除、買い物、調理などの生活援助サービス）」では、市が実施する研修を受講することで、ヘルパー資格を持たない人でも従事者として働くことができます。

従事者を養成する研修を右表のとおり実施するので、関心のある方はぜひご参加ください。



◆研修日程など

対象者	次のいずれかに該当する方 ①羽曳野市民 ②「訪問型サービスA」を実施する 市内事業所に従事する予定の方
日時	12月10日(土) 9:30～16:30 17日(土) 9:30～16:30 ※全2回
場所	市民会館 2階 会議室1
定員	20人
申込方法	地域包括支援課の窓口または電話で申込

●介護相談員を募集します

介護相談員は、定期的に介護保険施設を訪ね、利用者の「声」に耳を傾け、利用者や施設との「橋渡し役」となり、改善に向けた活動をします。介護相談員は、市の委嘱を受けた市民ボランティアで、現在、20人で活動を行なっています。

利用者や施設と共に、気付きや解決方法を探り、熱意を持って活動して下さる方を募集します。



【対象】

- ①介護相談員として活動が可能な方
- ②40歳以上で市内在住の方
- ③介護保険事業所を有する法人に属していない方

【申込】地域包括支援課

※申込用紙一式を送付します。

【締切】12月26日(月)

【定員】5人(予定)

認知症知つとこ～座（講座）

認知症高齢者グループホームの主催で、教室、相談会を開いています。介護の必要な家族がいる方はもちろん、介護や認知症について興味のある方など、ご参加お待ちしております。お申し込みは、主催者へ直接ご連絡ください。

～認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り、安心して暮らせる町づくりを目指して～



<主催：グループホームぶどうの家・グループホームぶどうの家 2番館>

●●テーマ●● ～みんなで考えよう～ 認知症予防

【日時】11月13日(日) 13:30～15:00

【場所】グループホームぶどうの家本館 1Fフロア
(駒ヶ谷 404・駒ヶ谷駅下車、東南へ 200m)

【申込・問合せ】☎ 950-0157

住宅用火災警報器の助成制度について

【対象】 次の①②両方に該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らし
もしくは 65歳以上のみの世帯の方
- ② 市民税非課税世帯の方

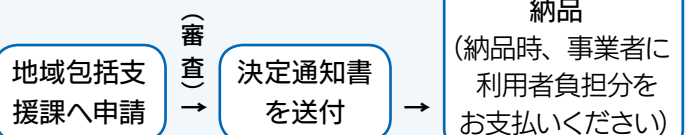
【利用者負担】 費用の1割（約 500 円/台）

※利用者負担額は平成 28 年 4 月 1 日現在のものです。
※工事の際、取付け以外に補強などの特別な処置が必要となった場合、追加の費用は給付の対象外です。



●日常生活用具給付事業

～申請から納品まで～



【設置義務箇所】

- ① 寝室（※来客者用の客室は対象外）
- ② 階段（寝室がある階の階段上部
※ 2階建て住宅で寝室が 2階にない場合を除く）
- ③ その他（3階建て以上の住宅や、部屋数の多い住宅では、①②以外にも必要な場合があります）

設置箇所は消防法により、定められています